

化保第2809-1号
令和7年9月29日

一般社団法人埼玉県LPガス協会
会長 川本 武彦 様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長
石曾根 祥子（公印省略）
戸田市消防本部消防長
岡本 秀之（公印省略）

令和7年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について（通知）

高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すため、標記週間（10月23日（木）から10月29日（水）まで）が全国一斉に実施されます。

埼玉県及び戸田市では同週間に係る実施要領を策定したので通知します。なお、実施要領につきましては、下記ホームページを御参照ください。

貴団体におかれましても、同週間の趣旨を御理解の上、より一層の保安意識の高揚と保安活動の促進に努めてくださるようお願いいたします。あわせて、貴団体の所属事業者への周知について御協力ください。

記

- ・ 令和7年度埼玉県高圧ガス保安活動促進週間について

URL :

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/hoansokushinsyukan.html>



- ・ 令和7年度戸田市高圧ガス保安活動促進週間について

URL :

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/firedepartment/syo-yobo-hoankatudousokusin.html>



（問合せ先） 埼玉県危機管理防災部化学保安課
企画・高圧ガス担当

電話 048-830-8443

液化石油ガス担当

電話 048-830-8439

戸田市消防本部予防課

電話 048-420-2125

令和7年度埼玉県高圧ガス保安活動促進週間実施要領

1 趣旨

県内の高圧ガスに係る保安意識の高揚と保安活動の促進を図るため、経済産業省の「高圧ガス保安活動促進週間実施要領（20170828保局第1号）」に定める期間に合わせ、県、高圧ガス関係団体及び事業者が連携して高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

2 期間

令和7年10月23日（木）から令和7年10月29日（水）まで

（※期間外であっても高圧ガス保安活動促進週間に当たり実施する事業を含む）

3 実施機関

県、高圧ガス関係団体、高圧ガス関係事業者

4 目標

（1）「高圧ガス保安法」関係

- ① 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ② 各事業所におけるＩｏＴ・ビッグデータ等の活用及びその効果に対する適切な評価に基づいた改善の実施
- ③ 非常常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- ④ 事業所における地震等の大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進
- ⑤ 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直しによる漏えい等の未然防止
- ⑥ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑦ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑧ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑨ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

（2）「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係

- ① 業務用消費者に対するＣＯ中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用及び業務用換気警報器・ＣＯ警報器の設置についての周知の徹底

- ② 一般消費者等に対するLPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び、消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガス漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ③ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対する、LPガス設備を安全に使用するための保安啓発
- ④ LPガス容器運搬時の容器の転落、転倒等防止措置の周知

5 実施事項

(1) 「高圧ガス保安法」関係

- ① 各事業所において、危害予防規程や作業手順書等関連規定の再確認を行い、高圧ガス保安活動促進週間のポスターの掲示、電子機器の活用その他広報媒体等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認と教育・訓練を徹底して行い、保安力の向上に努める。
- ② 県は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直しに取り組むほか、冷凍事業所、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。
- ③ 埼玉県高圧ガス地域防災協議会及び関係団体等は、高圧ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保及び保安意識の向上のため、県等と連携し防災訓練・保安講習会等を開催するとともに、特に溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
- ④ 埼玉県高圧ガス地域防災協議会は、高圧ガスの移動に係る保安確保のため、県や関係団体等と連携し、容器転倒を防止するための措置、タンクローリの出発前点検及び液化ガス漏えい時の凍傷等の二次災害を防止するために必要な備品の携行等を徹底する観点から高圧ガス移動保安講習会等を開催する。
- ⑤ 県は、関係団体と連携し、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。
- ⑥ 県は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。
- ⑦ 県は、埼玉県高圧ガス地域防災協議会及び関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

(2) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係

- ① 県及び関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等に対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素中毒事故防止対策などについてホームページ等を用いて消費者への広報及び保安啓発活動を実施する。
- ② 県は、埼玉県高圧ガス地域防災協議会及び関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。
- ③ 県は、LPガス容器運搬時の容器の転落、転倒等防止措置をホームページ等により周知する。

(3) 県が実施する事業

県は関係団体等と連携して、次のとおり事業を実施する。

- ① 令和7年度埼玉県高圧ガス保安大会
県と埼玉県高圧ガス団体連合会が連携し、高圧ガスに対する保安意識の高揚を図るため、高圧ガス保安大会を開催して高圧ガス保安功労者等の表彰並びに講演を行う。
日時：令和7年10月30日（木）13時30分から16時00分まで
場所：埼玉会館 小ホール（さいたま市浦和区高砂三丁目1番4号）
- ② 令和7年度埼玉県高圧ガス防災訓練
県、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会が連携し、高圧ガスによる事故の被害を最小限にとどめ地域住民への二次災害を防止するとともに関係事業所の防災意識の高揚を図るため、高圧ガス防災訓練を実施する。
日時：令和7年10月21日（火）12時20分から15時10分まで
場所：鴻巣市川里中央公園 多目的グラウンド（鴻巣市関新田1800）
- ③ 高圧ガス関係事業所への立入検査等
県は高圧ガス関係事業所への立入検査を必要に応じて実施し、公共の安全の維持及び災害の発生の防止を図るため法令遵守を徹底するとともに、地震等に備え高圧ガス設備の耐震性能の維持管理状況を確認する。また、各事業所において自主的な高圧ガス設備の点検、整備等による保安管理の徹底及び従業員に対する保安教育等による保安啓発の充実が図られるように指導を行う。
- ④ 高圧ガス関係事業者への普及・啓発
県は、関係団体及び関係行政機関に高圧ガス保安活動促進週間のポスターを配布し、保安意識の高揚及び保安活動の促進を図る。
また、各種講習会やホームページを活用し、高圧ガス分野へのIoT技術の活用事例について情報発信する。